

特定家畜伝染病防疫指針の全部改正について

日頃から、当所業務にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。
国では、家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるもの(※)については、家畜伝染病予防法第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しています。

特定家畜伝染病防疫指針は、日頃からの発生予防に対する取組みや、万が一の発生時における防疫対応等について、国や都道府県、市町村、家畜の所有者、関連事業者、関係団体等の取組みが示されており、この指針に基づき実際の対応にあたることになっています。

この度、これら全ての防疫指針について、全部改正が行われましたので、今一度ご確認いただき、今後の衛生対策の向上について対応方よろしく願いいたします。

☞改正内容は以下の農林水産省HPに掲載されています。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/

特定家畜 で検索

※特定家畜伝染病防疫指針を定めた家畜伝染病

- ・口蹄疫
- ・牛海綿状脳症
- ・牛疫
- ・牛肺疫
- ・豚熱（CSF）
- ・アフリカ豚熱（ASF）
- ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

神奈川県県央家畜保健衛生所

本所 〒243-0417 海老名市本郷3658
電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124
東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076
電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432